

1 はじめに

令和 8 (2026) 年度人口動態統計特殊報告「日本における人口動態（昭和 30～令和 6 (1955～2024) 年）－外国人を含む人口動態統計－」は、日本において発生した人口動態事象について、外国人を含めて取りまとめたものであり、日本における日本人に関する人口動態事象を中心に集計し毎年公表している「人口動態統計（確定数）」の令和 6 (2024) 年までの数値をもとにしている。

この「日本における人口動態－外国人を含む人口動態統計－」は、平成 14 (2002) 年度、平成 19 (2007) 年度、平成 26 (2014) 年度に続いて今回で 4 回目である。

本特殊報告については、国連の「人口動態統計制度のための原則と勧告」によると、原則として、当該国内で発生した事象はすべて集計対象とすることとされており、国際的には国土全体の発生数を取っているところが多いことから、日本における外国人の事象を、従来からの日本における日本人の人口動態統計に合わせて集計しているものである。

<人口動態統計特殊報告とは>

毎年公表している人口動態統計のデータをもとに、時系列分析などを行い、従来の人口動態統計の統計表を再編集するだけでなく、通常的人口動態統計の報告書には掲載されていない統計表についても作成し、様々な角度から多面的な分析を行っている加工統計である。

出生、死亡、婚姻、離婚などの内容による数種類のテーマの中から取り上げ、昭和 59 (1984) 年度以降、ほぼ毎年公表している。

人口動態統計特殊報告を大別すると以下の①及び②に分類される。

- ① 既に公表されている統計のデータを用いて、特定のテーマで再編集等を行ったもの
例：「離婚に関する統計」、「出生に関する統計」、「婚姻に関する統計」
- ② 新たな人口動態統計の指標を与えるもの
例：「人口動態保健所・市区町村別統計」、「都道府県別年齢調整死亡率」

近年行った特殊報告は以下のとおりである。

公表年度	統 計 名
令和 6 (2024) 年度	平成 30 年～令和 4 年 人口動態保健所・市区町村別統計
令和 5 (2023) 年度	令和 2 年 都道府県別年齢調整死亡率
令和 4 (2022) 年度	離婚に関する統計
令和 3 (2021) 年度	出生に関する統計

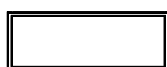
<集計対象について>

本特殊報告では、当該年に日本において発生したもののみ集計対象とした。本特殊報告及び人口動態統計の集計客体の範囲については、以下のとおり。

	日本における		外国における
	日本人	外国人	日本人
出 生 ¹⁾	父母ともに日本人 又は 父母の一方が日本人 (子が日本人)	父母ともに外国人 (子が外国人)	父母ともに日本人 又は 父母の一方が日本人
死 亡	日本人	外国人	日本人
死 産 ²⁾	父母ともに日本人 又は 父母の一方が日本人	父母ともに外国人	
婚 姻	夫妻ともに日本人 又は 夫妻の一方が日本人	夫妻ともに外国人	夫妻ともに日本人 又は 夫妻の一方が日本人
離 婚	夫妻ともに日本人 又は 夫妻の一方が日本人	夫妻ともに外国人	夫妻ともに日本人 又は 夫妻の一方が日本人

注：1) 出生は、母が日本人で父が外国人の出生は、旧国籍法によって昭和59(1984)年までは日本国籍を有さなかったため外国人として表章していたが、昭和59(1984)年の国籍法改正により昭和60(1985)年以降は日本国籍を有することから、日本人として表章している。

2) 平成6(1994)年以前の死産は、母の国籍による。



： 本特殊報告



： 人口動態統計(確定数)

(外国における日本人及び前年以前発生のものは対象外)

(日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生のものは別掲)

<利用上の注意>

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明または計数を表章することが不適当な場合	…
比率が微小(0.05, 0.005 未満)の場合	0.0, 0.00
減少数(率)の場合	△

(2) 掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」等に合わない場合がある。

(3) 「人口動態調査における都道府県からの報告漏れについて」(平成 31(2019)年 3 月 29 日)による再集計を行ったことにより、平成 29(2017)年以前の各報告書とは数値が一致しない場合がある。